

## 小金井市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 小金井市住宅マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に当たり、小金井市の住宅事情及び地域特性に応じた住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、小金井市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、マスタープラン策定のための調査、研究、検討等を行い、その結果を市長に報告するものとする。

## (委員会の構成等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民（市内に住所を有する者に限る。） 3人以内
- (2) 関係機関・団体の代表者 4人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内
- (4) 市職員 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

4 第1項第1号の委員の選考方法は、公募によるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席

を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って出席委員の過半数でこれを決し、非公開とすることができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を、都市整備部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。